

長野県知事の意見

(一条メガソーラー長野佐久穂大日向第一発電所・長野佐久穂大日向第二発電所（仮称）事業に係る計画段階環境配慮書)

I 事業計画

- 1 本事業は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土石流危険区域、土石流危険渓流等が存在する山地で行われる大規模な事業であり、土砂災害等による重大な影響が懸念されるため、影響を回避するよう事業計画を検討すること。また、回避ができない場合は、事業の中止を含めて事業計画を見直すこと。
- 2 本事業は、森林面積が大幅に減少する大規模な事業であり、森林の保全機能や生態系への重大な環境影響が懸念されるため、当該影響を最大限回避した事業計画を検討の上、対象事業実施区域を設定すること。また、回避が十分できない場合は、事業の中止を含めて事業計画を見直すこと。
- 3 事業実施想定区域内に長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物の生息が確認されており、事業の実施による重大な環境影響が懸念されるため、当該影響を回避した事業計画を検討の上、対象事業実施区域を設定すること。また、回避ができない場合は、事業の中止を含めて事業計画を見直すこと。なお、事業を行う場合は、幼虫や食草を含めた生息域についての具体的な調査方法、予測及び評価の手法を環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載すること。
- 4 事業実施想定区域の近隣には複数の住居や公民館、多目的研修センター、茂来館、茂来山登山道等が存在し、平成31年4月には大日向小学校が開校予定であることから、これらを保全対象に選定し、概略距離や断面図等により保全対象との位置関係を明らかにすること。その上で、騒音、振動、災害、光害、景観、触れ合い活動の場等の重大な環境影響の回避に必要な環境要素を設定し、事業計画を検討すること。
- 5 事業実施想定区域及びその周辺に土石流危険渓流が存在するため、土石流危険渓流カルテに基づく土石流危険渓流の位置図・流域図、土石流氾濫開始点・終息点、土石流氾濫区域の距離・幅・面積、保全対象及び調査所見を明らかにし、計画上回避すべき箇所を示すこと。
- 6 災害発生防止の観点から渓流区域に発生土を置かないような事業計画を検討の上、対象事業実施区域を設定すること。その上で、渓流部等の土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避し、土地の改変量を極力低減するとともに、土工量、切土高、盛土高を明らかにし、森林伐採や水象の変化を踏まえた土地の安定性について、上流域の現況や災害防止設備の具体的な計画を含め明確な科学的根拠に基づき適切に調査、予測及び評価を行うこと。

- 7 発電量の確保より災害防止を最優先とした計画とし、上記6を踏まえ、災害防止の観点から、発生土の区域外への搬出を検討すること。
- 8 事業実施想定区域外周部分に既存森林を残置し、景観に配慮した事業計画を検討すること。
- 9 方法書以降の図書において、発電事業終了後のパネル等の処理方法や跡地利用の計画等を詳細に記載すること。
- 10 事業者としての総合的な環境保全に対する基本的な考え方を明確にした上で、事業計画を検討すること。また、その考え方を方法書以降の図書に適切に記載すること。
- 11 事業計画の検討に当たっては、住民、市町村から寄せられた意見等に十分配慮し、地域との合意形成を図ること。また、事業計画の検討の経緯及び内容並びに維持管理の方法について、方法書以降の図書に丁寧に分かりやすく記載すること。

II 全般的事項

- 12 一条メガソーラー長野佐久穂海瀬発電所(仮称)事業との複合的な環境影響について、方法書以降の手続において、保全対象を明確にした上で、工事中を含めて調査、予測及び評価を適切に行うこと。また、施工計画については、送電線等の関連工事を含めた計画とし、工期の重複等により騒音、粉じんなどの著しい環境影響が生じることのないよう十分配慮すること。
- 13 方法書手続における環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、市町村、住民等から寄せられた意見に十分配慮し検討を行うこと。また、環境基準等との比較により評価できない項目の評価手法を具体的に記載すること。
- 14 事業実施想定区域周辺は、ニホンジカが高密度で生息している地域であり、事業実施によって発生する草地は、採食地としてニホンジカを誘引し、周辺の農作物や希少植物等の食害を引き起こす可能性があるため、事業計画の詳細化に当たっては対策を検討すること。また、その対策が他の環境要素に与える影響についても、適切に調査、予測及び評価すること。

III 個別事項

[水質、水象]

- 15 森林伐採による保水機能の低下に伴う湧出水量の減少や濁水の発生等について、保全対象を明確にし、水質及び水象として適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- 16 佐久穂町内全域が佐久穂町地下水保全条例に基づく地下水の保全地域に指定されていることを踏まえ、方法書以降の手続において、対象事業実施区域から300m程度の範囲

における地下水の利用状況等について調査し、予測評価すること。なお、予測評価に当たっては、太陽光パネル、架台等の太陽光発電所施設による影響を要因として選定すること。

[植物]

17 方法書以降の手續において、林野庁が森林生態系に着目して次世代の財産として残すべき「森の巨人たち百選」に選定した「トチノキ（コブ太郎）」を注目すべき植物に追加すること。

[動物]

18 太陽光パネル設置エリアに生息する鳥類等の動物は、事業の実施によって抜井川や霧久保沢の対岸に移動する可能性があることから、方法書以降の手續においては、周辺の現存植生等についても調査、予測及び評価すること。

[生態系]

19 事業の実施による生態系への影響について、従来の生物種構成や典型種、上位種が維持されるかを適切に予測評価できる調査方法を、方法書において選定すること。

[景観]

20 事業実施想定区域は、コンピューターグラフィックスによる茂来館及び月見公園からの眺望景観の予測図において大きく目視され、既存集落からも目視される可能性が大きいいため、詳細な地形断面図を作成し眺望景観への影響を把握した上で事業計画を検討し、既存集落への影響を回避又は低減すること。

21 方法書以降の手續において、太陽光パネル、パワーコンディショナー、変圧器、フェンス、看板等の工作物の存在を景観への影響要因として選定し、調査、予測及び評価すること。

[温室効果ガス等]

22 方法書以降の手續において、樹木の伐採による二酸化炭素吸収量の減少量、工事・供用段階での温室効果ガスの排出量及び太陽光発電による温室効果ガスの削減量を明らかにし、事業の実施による温室効果ガスの削減効果を定量的に示すこと。

[その他]

23 太陽光パネルの設置に伴う周辺気温の上昇や、送電線から発生する電磁波について、既存文献や類似事例におけるデータを示すとともに、住居、農作業等の屋外活動、通学路等への影響を定量的に把握すること。

24 突風によるパネル等の飛散が懸念されるため、パネル架台等の太陽光発電施設の固定方法を十分に検討すること。